

9-2
2-56

寫

文初地第676号
昭和27年9月2日

各都道府県教育委員会 殿
各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会 殿

文部事務次官 鈴木 幸三
自治庁次長 鈴木 俊一

教育委員会の設置について

8月28日衆議院が解散されたため、今年11月1日には現行法通り全国の教育委員会未設置の市町村に新たに教育委員会が設置されることになった。ついてはとりあえず下記の諸事項に留意して教育委員会の設置指導に關し何分の御配慮を煩わしたい。なお、この旨管下市町村に御不達下さい。

記

- (1) 教育委員会の設置は、今回の措置としては、各市町村ごとに行うことが適当であると考えられること。この場合役場事務組合、全部事務組合は一の町村として取扱われるものであること。
- (2) 何々の市町村の教育委員会において処理することが不適当

相長

であると考える事務がある場合には、改正地方自治法に定められた次の方法によつて、その円滑な処理をはかることが望ましいこと。

- (イ) その事務を共同して管理し及び執行し又はその連絡調整を図るため協議会を設ける。(25条の2)
- (ロ) 職員 の 共同設置をはかる。(25条の7)
- (ハ) 事務の委託を行う。(25条の14)
- (3) 町村合併の気運その他特別の事情があつて、教育事務の全部を共同処理する一部事務組合の設置が容易である場合には、何々の町村に教育委員会を置かず、教育委員会法第3条第1項旧書の規定により、教育事務の全部に肉する町村の一部事務組合を設けて、そこに教育委員会を置くこととさまたげないこと。
この場合 組合を構成する町村においては、従来処理して来た教育事務を一切処理しなくなるものであること。
- (4) 新たに設置される教育委員会の委員の選挙は10月5日に行われるものであること。この場合都道府県の選挙管理委員会は、この選挙を都道府県の教育委員

会の委員の定例選挙（半数改選）と同時に行うかどうかを新たに
設置する市町村及び教育委員会を既に設置している市町村に通知
しなければならないものであること。以上によって同時選挙を
行うと決定した場合には、都道府県の選挙管理委員会は、市に
おいては 9 月 20 日、町村にあつては 9 月 25 日に選挙期
間の告示を行うものであること。

(b) により教育事務全部についての一部事務組合に教育
委員会を設置される場合には委員の選挙を行うこと。従つて、
この一部事務組合設立に関する知事の許可は遅くも 9 月 25 日
以前に行われる必要があること。

現在 小学校、中学校、高等学校、図書館等を共同設置
する一部事務組合がある場合においては、その一部事務組合
は、教育委員会法第 3 条第 1 項但書の一部事務組合には該当
しないものであるから、教育委員の公選は、規約で定められる場合
の外は、行われなければならないこと。

なお、これらの学校組合について必要な事項は、通つて別
に御連絡する。